

ごあいさつ

「一般社団法人 ヒューマンハーバー別海」は、発達に支援の必要な子どもたちのための放課後等デイサービス事業所を別海市街にて運営しています。

平成28年、この地域では発達障がいへの理解がまだまだこれからという時期、わが子のために地道に活動を続けられている保護者の方たちとお話をするようになり、あらためて子どもたちの置かれている環境の大変さに気付かされたことがありました。それがきっかけで、同年7月に法人を立ち上げ、平成29年4月1日、北海道知事より事業認可をいただきました。

事業所の名前は「こども広場ひかり」——。

「ひかり」は日本の社会福祉の父と言われる糸賀一雄先生の著作『この子らを世の光に』からいただきました。

一人一人が放つ光は弱々しいけれど、自己実現に向け一生懸命生きている。どんなに弱い光でも感じることでできる世の中に、という想いが込められています。

そして「広場」には多様な人たちが暮らす地域にあって、皆さんが気軽に立ち寄り、顔を合わすことができる場にしたい、という想いが込められています。

それぞれの個性を認め合いながら、誰もが豊かに住み続けられる地域をつくることを目標に、このこども広場ひかりを運営しています。

こども広場ひかりは子どもたちが自己肯定感の中でのびやかに育つため、なくてはならない場所です。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一般社団法人 ヒューマンハーバー別海

代表理事

木嶋悦寛



事業所概要

運営法人 一般社団法人 ヒューマンハーバー別海

事業所名 こども広場 ひかり(放課後等デイサービス)

代表理事 木嶋悦寛

住所 〒086-0216 別海町別海220番地の19

定員 10名

休業日 日曜・祝日・年末年始

サービス提供 学校開校日 | 11:00~17:00
学校休校日(土曜・長期休業等) | 10:30~16:30

お問い合わせ

電話 0153 77 9630 FAX 0153 77 9631

※お電話でのお問い合わせは月~土(日祝休) 10:00~17:00にお願いいたします。

メール hikari@humanharbor.jp

WEB <https://humanharbor-betsukai.com>



放課後等デイサービス

こども広場

ひかり



発達に特別な支援や療育を必要としている、
小学1年生~高校3年生までのお子様利用できる施設です。

放課後等デイサービス「こども広場ひかり」とは？



放課後等デイサービスってどんな場所？

「放課後等デイサービス」とは、発達に支援の必要な学齢期の児童・生徒が放課後や学校休校日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスのことを言います。

サービスの利用には、利用者が市町村に対して申し込みをする必要があり、決定されると受給者証が発行され、施設利用に必要な給付費が支給されます。

こども広場ひかりの特色は？

こども広場ひかりは、お子様一人一人に寄り添った療育プログラムを、勉強や遊びなどを通して、家庭的な暖かい雰囲気の中で提供いたします。お子様が、多くの体験・経験を重ね、自己肯定感や社会性がより一層育つようサポートいたします。

平日は学校の授業が終わる時間に合わせて、「ひかり号」(送迎用の車)が迎えに行きます。ひかりに到着後は、日常的な生活習慣の獲得、宿題や自学などを行なったのち、集団遊び、自由遊び、創作活動、おやつタイムなどで過ごします。利用時間が終了すると、ひかり号で子どもたちの家まで送り届けます(別海市街地のみ)。

学校が休みの土曜日や、長期休業日は午前10時30分から夕方まで通して利用(お弁当持参)することができます。誕生会や近郊へのお出かけイベントなども行います。

学校、家庭、地域が一緒に子どもたちを支えます。

私たちの生活に切れ目はありません。子どもたちが過ごす毎日と同じです。周りにいる大人たちが、しっかりと子どもの育ちと学びを支える必要があります。こども広場ひかりでは学校やご家庭、地域とのつながりを大切に考え、子どもたちの育ちと学びを一緒に見守ります。

こども広場ひかりのご利用にあたって

利用対象者

どんな子が利用できるの？

小学1年生～高校3年生までのお子様で……

- ✓ 発達に特別な支援や療育を必要としているお子様
- ✓ 学校や地域生活の中で困り感を感じているお子様

※療育手帳の有無は問いません。

※ご利用には利用受給者証が必要です。まずは役場福祉課、またはこども広場ひかりまでお気軽にご相談ください。

ご利用に関する
お問い合わせ

別海町役場 福祉課 ☎ 0153 75 2111 (内線1311)
こども広場ひかり ☎ 0153 77 9630

活動内容

どんな事をしているの？

個別支援計画に基づき、お子様一人一人に適切なプログラムをご用意いたします。全てのサービスは事業所の児童発達支援管理責任者が説明を行なったうえでご同意をいただきます。

(例)

- ✓ 日常における基本的動作と集団生活になじむための練習
- ✓ 音楽や絵画など創造的活動の実施
- ✓ レクリエーション、行事の実施
- ✓ お子様の自宅・学校とひかり間の送迎 (別海市街地のみ)
- ✓ 学校など関係機関との連携による支援の充実
- ✓ お子様の発達に対する不安、疑問などに対する相談や助言



ご利用料金

1割

ご利用料金につきましては、原則としてその1割を保護者の皆様にご負担していただくことになっています。

➡ 世帯収入により減額措置があり、ご負担の金額が異なりますので、詳しくは役場福祉課にお問い合わせください。

➡ 減額措置を受けられた方は、支給量(ご利用可能日数)の範囲内で何度使われても負担額は変わりません。支給量は受給者証の中に書かれています。

➡ ご負担額には送迎料金も含まれていますが、実費をご負担していただくこともありますので、当事業所にご確認ください。

①ご利用毎……教材費、おやつ代等

②その都度……イベント、レクリエーション、特別プログラム等



利用時間・1日のスケジュール

サービス提供時間:6時間

① 学校開校日 | 11:00～17:00

② 学校休校日(土曜・長期休業等) | 10:30～16:30

時間	学校開校日	学校休校日
10:30		ご自宅へお迎え
		活動
12:00		お弁当
13:00		
放課後	学校へお迎え※	活動
	活動	
15:00	おやつ	おやつ
		活動
16:30	活動	ご自宅へ送り
17:00	ご自宅へ送り	

※授業終了(下校)時間に合わせて迎えに行きます。